

●香川県告示第399号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和3年10月8日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 施行者の名称

丸亀市

2 都市計画事業の種類及び名称

中讃広域都市計画下水道事業 丸亀市流域関連特定環境保全公共下水道

3 事業施行期間

平成7年1月13日から令和7年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

該当なし

(2) 使用の部分

変更なし